

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 5年 6月 2日	
栃木県知事 福田 富一 様	
提出者 住 所 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲2230 氏 名 佐藤工業株式会社 代表取締役 佐藤 豊忠 電話番号 0282-82-0039	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	佐藤工業株式会社
事業場の所在地	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲2230
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0611 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 35億円/年
③従業員数	43人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)  別紙2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排出量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排出量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり		

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙3のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙3のとおり	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	(今後実施する予定の取組)  別紙4のとおり		
※事務処理欄			

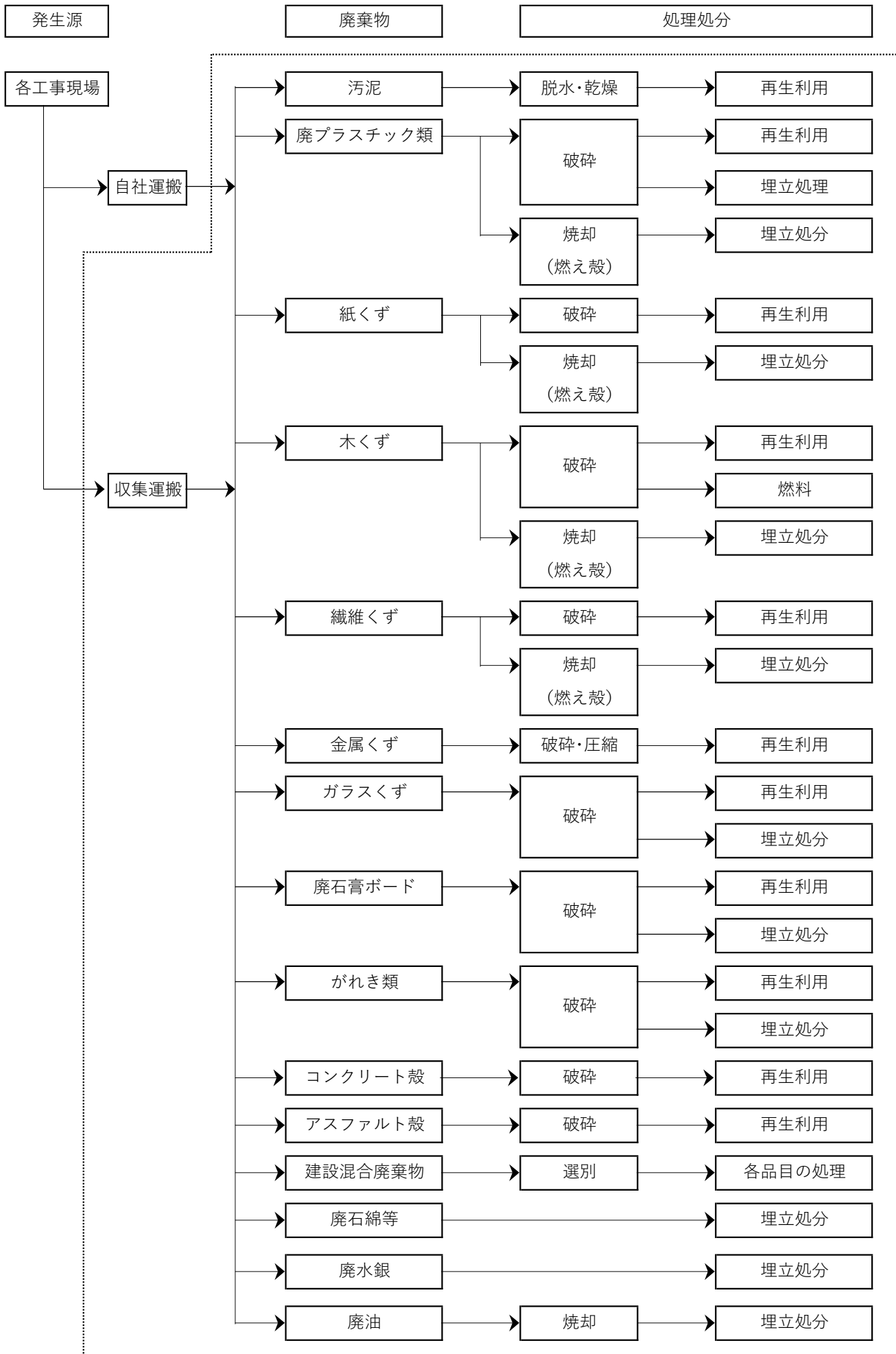
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【廃棄物フロー図】

→ 廃棄物処理の流れ

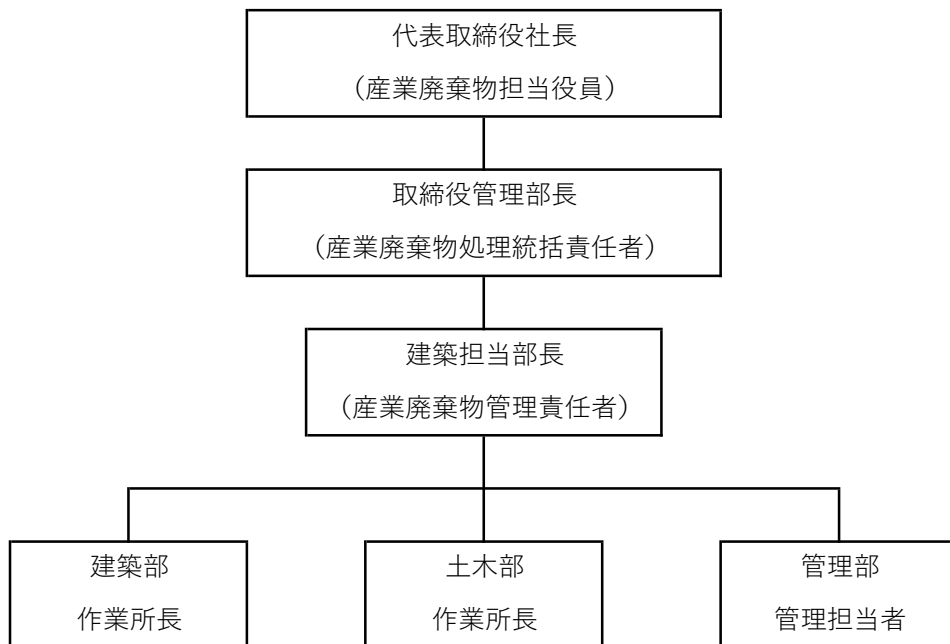
⋯ 委託処理部分の範囲



【産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項】

統括責任者	所 属： 管理部	職 名： 管理部長
管理責任者	所 属： 建築部	職 名： 担当部長
廃棄物担当	組 織 名： 建築部・土木部・管理部	組織人数： 31名
役 割	廃棄物処理 統括責任者	○廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理責任者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運用・維持管理状況の把握 ○中間処理業者の調査、選定及び管理 ○社員、関連会社に対する教育、啓発
	管理担当者 (現場担当者)	○廃棄物処理計画の作成 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理表の交付・管理 ○その他関係する事項
	管理担当者 (管理部)	○監督官庁への各種報告 ○その他関係する事項

廃棄物管理体制図







別紙4

【産業廃棄物の排出の抑制に関する事項】

	これまでに実施した取組み	今後実施する予定の取組
建設汚泥	可能な限り、再生利用できる業者へ委託する	実施した取組みを継続し、資源の有効利用を推進する
廃プラスチック類	可能な限り、再生利用できる業者へ委託する	実施した取組みを継続し、資源の有効利用を推進する
紙くず	可能な限り、再生利用できる業者へ委託する	実施した取組みを継続し、資源の有効利用を推進する
木くず	木くずを代替燃料として再資源化する処分業者に処理委託する	実施した取組みを継続し、資源の有効利用を推進する
繊維くず	可能な限り、再生利用できる業者へ委託する	実施した取組みを継続し、資源の有効利用を推進する
金属くず	可能な限り、再生利用できる業者へ委託する	実施した取組みを継続し、資源の有効利用を推進する
ガラスくず	可能な限り、再生利用できる業者へ委託する	実施した取組みを継続し、資源の有効利用を推進する
石膏ボード	適正に処分業者に委託している	廃石膏ボードを再生、土質改良材への再利用化できる処分業者に委託する
がれき類	可能な限り、再生利用できる業者へ委託する	実施した取組みを継続し、資源の有効利用を推進する
コンクリート殻	コンクリート殻を再生砕石として再資源化する処分業者に処理委託する	実施した取組みを継続し、資源の有効利用を推進する
アスファルト殻	アスファルト殻を再生砕石として再資源化する処分業者に処理委託する	実施した取組みを継続し、資源の有効利用を推進する
建設混合廃棄物	管理型処分場にて、適正に処理している	実施した取組みを継続し、資源の有効利用を推進する
廃石綿類	適正に処分業者に委託している	実施した取組みを継続する
廃油	適正に処分業者に委託している	実施した取組みを継続する

【産業廃棄物の分別に関する事項】

	分類している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	今後実施する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組
金属くず	できる限り付着物を除去し分別	付着物を除去し、再生利用を実施
石膏ボード	できる限り付着物を除去し分別	付着物を除去し、再生利用を実施
コンクリート殻	できる限り付着物を除去し分別	付着物を除去し、再生利用を実施
アスファルト殻	できる限り付着物を除去し分別	付着物を除去し、再生利用を実施
その他	分別の徹底	混合廃棄物の搬出を減らす

別紙4

【自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項】

	これまで実施した事項	今後実施する予定の取組
	—	—

【自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項】

	これまで実施した事項	今後実施する予定の取組
	—	—

【自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項】

	これまで実施した事項	今後実施する予定の取組
	—	—

【産業廃棄物の処理の委託に関する事項】

	これまでに実施した取組み	今後実施する予定の取組
	—	—